

小田原市いこいの森指定管理者

募 集 要 項

令和元年 9 月

小田原市経済部農政課

目 次

1	対象施設の概要	1
2	管理運営方針	1
3	指定管理者が行う管理の基準	1
4	指定管理者の業務	2
5	周辺施設との連携	2
6	市と指定管理者のリスク分担	3
7	指定の期間	3
8	応募資格及び条件	3
9	提出書類	4
10	事業計画書の記載	5
11	事業規模	5
12	現地説明会の開催	5
13	質問事項の受付・回答	6
14	申請書提出方法及び提出期間	6
15	選定方法	6
16	選定の基準	7
17	申請に要する経費	7
18	無効又は失格	7
19	選定結果	7
20	協定の締結	7
21	スケジュール	8
22	その他	8
23	問い合わせ先	8
	(別表1) 市と指定管理者のリスク分担表	9
	(別表2) 審査基準	11
	(様式第1号) 指定管理者指定申請書	13
	(様式第2号) 事業計画書	14
	提案書1～11	15～25
	(様式第3号) 収支予算書	26
	(様式第4号) 応募資格がある旨の誓約書	27
	(様式第5号) 共同事業体による指定申請にあたっての誓約書	28
	(様式第6号) 質問票	29
	(様式第7号) 現地説明会参加申込書	30

小田原市いこいの森指定管理者募集要項

本市では、施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年小田原市条例第 26 号）に基づき、小田原市いこいの森の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

名 称	所 在 地
小田原市いこいの森	小田原市久野 4294- 1 ほか

※施設の詳細は、別紙「小田原市いこいの森の概要」のとおりです。

2 管理運営方針

小田原市いこいの森（以下「いこいの森」という）は、本市の林業振興と緑化思想の普及向上等を図ることを目的に設置されました。このことを踏まえ、次の事項に留意し各施設の管理運営を行ってください。

- （１）施設の特性に応じて施設・整備・器具等の維持管理を適切に行い、安全かつ快適な環境を整えるとともに、利用者の利便性の向上を図ること。
- （２）公共施設として、利用の公平性及び平等性を確保するとともに、利用者のニーズを反映した管理運営を行うこと。
- （３）効率的な運営等により利用者の多様なニーズに応えた顧客満足度の高いサービスの提供を行い、効果的かつ効率的な管理運営を行うとともに、「小田原市いこいの森再生総合計画（平成 31 年 3 月策定）」の基本構想に示す将来像等の実現を目指すこと。
- （４）危機管理体制を構築し災害時の対応に備えるとともに、発災時は人命を最優先とした対応を取ることに努めること。
- （５）周辺施設（小田原こどもの森公園わんぱくランド・辻村植物公園等）と連携して、野外レクリエーション施設一帯の賑わいの創出に努めること。
- （６）利用者が快適に散策できるとともに、景観を楽しめることができる環境整備を実施すること。
- （７）施設の管理運営、個人情報の取扱い等については、関係法令や条例を遵守すること。

3 指定管理者が行う管理の基準

- （１）関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- （２）施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- （３）効率的な管理を行い、光熱水費等を含め、経費削減を図ること。

- (4) 業務を行うにあたり、以下の環境への配慮等を行うこと。
 - ア 電気、燃料等のエネルギー使用量の削減
 - イ 化学物質、廃棄物等の適正処理及びリスク管理の実施による事故防止
 - ウ 施設における薬剤使用量の削減
 - エ 環境に配慮した商品の購入やサービスの推進
- (5) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報について、小田原市個人情報保護条例及び同施行規則に従い適切に取り扱うこと。指定期間終了後も同様とする。
- (6) 業務に関連した情報の公開について、小田原市情報公開条例及び同施行規則に従い適切に対応すること。
- (7) 施設管理を行うに当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。指定期間終了後も同様とする。
- (8) 指定管理の実施事項を定めた基本協定、当該年度における事項を定めた年度協定及び事業計画書に従い管理運営を行うこと。

※管理の基準に関する細目事項は、協議のうえ協定で定めます。

4 指定管理者の業務

- (1) 小田原市いこいの森条例（昭和 53 年条例第 2 号）第 5 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 利用の許可及びその取り消し、その他いこいの森の利用に関すること。
- (3) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。（当該施設は利用料金制を採用しているため、有料施設に係る利用料金収入は指定管理者に帰属します。）
- (4) 施設・設備の整備、保守点検及び維持管理に関すること。
- (5) 施設利用者の安全確保及び危機管理に関すること。
- (6) 森林・林業・木材産業団体及び各種関係団体との連絡調整に関すること。
- (7) 施設の設置目的を達する範囲かつ指定業務の実施を妨げない範囲における、指定管理者による自主的な事業に関すること。
- (8) その他いこいの森の管理運営に必要な業務

※具体的な業務内容及び履行方法については仕様書による

5 周辺施設との連携

いこいの森周辺には、小田原こどもの森公園わんぱくランド・辻村植物公園などの野外レクリエーションや自然体験を提供する施設が隣接しています。各施設が役割を明確にしながら、各種整備を進め施設機能の向上及び誘客促進に努め、施設間の連携を深めていくことによって、単独の施設だけでは生み出せない価値や魅力を創出することができます。

そのため、指定管理者は、民間事業者の持つ専門性やノウハウを生かした、利用客へのサービス向上や施設の効果的、効率的な管理運営はもとより、野外レクリエーション施設一帯のさらなる魅力を創出し、施設間の回遊性向上を図るため、周辺施設との連携に努めるものとします。

6 市と指定管理者のリスク分担

市と指定管理者のリスク分担に関する基本的な考え方は別表1のとおりとし、別表1に定めのないリスクが生じた場合は、その都度協議します。

リスク分担については協定書に定めます。

7 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは指定を取り消すことがあります。

8 応募資格及び条件

応募資格は、次の要件を満たす法人もしくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等の共同事業体とします。個人の方は応募することはできません。

なお、団体の場合、法人格は必ずしも必要ありませんが、指定申請書に定められた書類を添付し、財務諸表等により経営状況を把握することができる団体であることを要件とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けていないこと。（共同事業体の構成員を含む。）
- (3) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 市税、県税及び国税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は更生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）に該当しないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体等に該当しないこと。
- (8) 暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む団体等に該当しないこと。
- (9) 共同事業体を構成して応募する場合は、包括的な責任を負う代表団体を決めること
- (10) 指定管理期間中、いこいの森の管理運営を円滑かつ安定して実施できること。
- (11) 労働者災害補償保険に加入していること。※個人・法人ともに必須（雇用者全て）

共同事業体の構成員（代表となる団体含む）に関する条件

- (1) 各構成員は、いこいの森の指定管理業務の履行について、連帯して責任を負うこと。
- (2) 各構成員は、市及び他のすべての構成員の承認がなければ、管理運営業務の履行を完了する日までは共同事業体を脱退することはできない。
- (3) 構成員のうち管理運営業務の履行を完了する日前において、市及び他のすべての構成員の承認を得て脱退をする者が生じた場合は、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行すること。
- (4) 構成員のうちいずれかが管理運営業務の履行を完了する前に解散した場合は、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行すること。
- (5) 共同事業体の構成員となった団体は、その団体単独又は異なる共同事業体の構成員として応募することはできない。

9 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
 - (2) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する事業計画書（様式第2号、提案書1～11）及び各年度の収支予算書（様式第3号）
 - (3) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等）
 - (4) 当該団体の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（平成30年度分）
 - (5) 当該団体の事業報告書、その他業務内容を明らかにする書類（平成30年度分）
 - (6) 納税証明書（※共同事業体の場合は構成事業者全て）
 - ア 法人税、市税、県税、消費税及び地方消費税について未納がないことの直近の証明書
 - イ 本店所在地の法人市民税（法人でない団体にあつては代表者の個人市民税）及び固定資産税について直近の2年度分の納税証明書
 - (7) 労働者災害補償保険料納付済証明書
 - (8) 身分証明書（法人にあつては代表取締役、法人以外の団体にあつては代表者）
 - (9) 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類
- ※小田原市暴力団排除条例（平成24年4月施行）第9条では、市は公の施設の管理を暴力団又は暴力団経営支配法人等（以下、「暴力団等」という。）に行わせてはならないと定めており、市は応募者が暴力団等でないことを確認するため、情報収集するもので、収集した情報については、神奈川県警察本部へ照会します。
- (10) 応募資格がある旨の誓約書（様式第4号）
 - (11) 共同事業体で応募をするときは、共同事業体構成員となる全ての法人等の上記(3)から(10)の書類のほか、次の書類を提出すること。なお、複数の法人等が共同事

業体を構成して応募する場合は、代表法人等を定めること。

- ア 共同事業体の構成員を記載した書類
- イ 共同事業体構成員間の役割分担を記載した書類
- ウ 共同事業体による指定申請にあたっての誓約書（様式第5号）

10 事業計画書の記載

事業計画書は、様式第2号、提案書1～11に定めるところにより作成してください。
用紙は日本工業規格A4縦長型、文字サイズは10.5ポイントを基本としてください。
※提案書については必要に応じて枚数を増やしてください。

11 事業規模

いこいの森の管理運営に係る経費については、以下を参考にして、事業計画及び収支予算を作成してください。なお、実際の指定管理料は、予算の範囲内で決定されます。

＜参考金額＞

令和元年度	管理運営委託料	9,615,000 円
平成30年度	利用料収入	2,767,420 円

※年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と締結する協定により支出方法を定めて支払いますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案金額を下回る場合があります。

なお、施設の利用料収入は、指定管理者に帰属します。

※委託料は、法人等自体の口座とは別に専用の口座を設け、指定管理者としての業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して管理してください。

12 現地説明会の開催

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、様式第7号に記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で令和元年9月13日（金）午後5時までに提出してください。提出先は、「23 問い合わせ先」を参照してください。FAX・電子メールを送信した場合は、必ず農政課あてに送信した旨を電話連絡してください。郵送の場合は、締切日必着とします。

- (1) 開催日時 令和元年9月18日（水）午前10時から
- (2) 開催場所 小田原市いこいの森（小田原市久野4294番地1）
- (3) 集合場所 小田原市いこいの森管理棟前（小田原市久野4294番地1）
※駐車場がございませんので、車で来られる場合は、隣接の小田原こども森公園わんぱくらんど第2駐車場（有料）を利用してください。
- (4) 参加人数 1団体3人以内
- (5) その他 共同事業体であっても1団体とします。また、共同事業体での参加の場合は、必ず代表団体の方が含まれるようにしてください。

13 質問事項の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付け、回答します。

- (1) 受付期間 令和元年 9 月 18 日（水）～9 月 27 日（金）午後 5 時
- (2) 質問方法 質問票（様式第 6 号）に質問事項をわかりやすくご記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。提出先は、「23 問い合わせ先」を参照してください。なお、受付期間を過ぎて到達したものは無効となります。
※FAX・電子メールを送信した場合は、必ず農政課あてに送信した旨を電話連絡してください。郵送の場合は、締切日必着とします。
- (3) 回答方法 令和元年 10 月 2 日（水）に質問及び回答をホームページに掲載します。

14 申請書提出方法及び提出期間

- (1) 提出先 〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市経済部農政課（小田原市役所 4 階）
電話 0465-33-1491（直通）
- (2) 提出方法 提出場所へ直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）によるものとします。ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。電子メール、FAXでの提出は認めません。
- (3) 提出期間 令和元年 10 月 11 日（金）から令和元年 10 月 24 日（木）まで。
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (4) 受付時間 持参→午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
郵便→令和元年 10 月 24 日（木）午後 5 時までに必着
- (5) 提出部数 13 部（正本 1 部・副本 12 部：副本はコピーで可、ただし、カラー表示がある場合はカラー複写とする。）
※すべての部数の書類ごとにインデックスを作成し書類名を表示してください。インデックスは、各書類にそのまま付けるのではなく、白紙等に付けて、その用紙を各書類の頭紙として差し込んでください。

15 選定方法

選定は、指定候補者選定委員会を令和元年 11 月 11 日（月）に開催し、書類審査及び面接審査により行います。

- (1) 申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。時間、場所等の詳細については、後日連絡します。
- (2) 提出いただいた申請書等とプレゼンテーションの内容を踏まえ、「16 選定の基準」に基づき、審査します。
- (3) 申請者が多数の場合は、提出いただいた申請書等により事前審査を行い、プレゼンテーションに進む申請者を選定することがありますので、あらかじめご了承ください。

い。

16 選定の基準

指定候補者の選定基準は次の各号に定めるとおりです。なお、詳細な審査基準については別表2のとおりです。

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図れること。
- (3) 事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図れること。
- (4) 事業計画に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営規模及び能力を有すること。
- (5) 市民や利用者の声が反映される管理が行われること。
- (6) 安全管理が適正に行われること。
- (7) 業務を通じて取得した個人情報が保護されること。
- (8) 施設を活かしたPR活動や森林・林業・木材産業の振興が図れること。
- (9) 周辺施設と連携して、野外レクリエーション施設一帯の魅力創出を図ること。
- (10) その他市長が必要と認める事項。

17 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

18 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、指定候補者選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

19 選定結果

選定結果については、選定委員会で決定後、申請者に文書で通知します。結果は、市のホームページで公表しますので、ご承知おきください。

20 協定の締結

- (1) 議会の議決を経て、指定管理者の指定後に指定管理業務の実施に関する事項を定める協定を締結します。
- (2) 指定管理者が次の事項に該当するときは、市は行政手続き条例の定めによりその指

定を取り消すこともあります。

ア 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

イ 協定の規定に反したとき。

ウ 財務状況の悪化により、指定管理業務の履行が確実でないと認めるとき。

エ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者として適正でないと認めるとき。

- (3) 管理運営業務に係る指定管理料は、令和2年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理運営業務に係る提案価格を下回る場合があります。

21 スケジュール

内容	日程（予定）
募集要項の公表（配布開始）	令和元年9月6日
現地説明会受付締切	令和元年9月13日
現地説明会	令和元年9月18日（午前10時～）
質問事項の受付	令和元年9月18日～9月27日
質問事項に対する回答	令和元年10月2日
指定管理申請受付期間	令和元年10月11日～10月24日
プレゼンテーション・審査	令和元年11月11日
市議会における指定の議決	令和元年12月
指定管理者の指定の告示（通知）	令和2年1月
協定の締結	令和2年3月
業務の引継ぎ・研修	令和2年3月
業務の開始	令和2年4月

22 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します。ただし、使用は市及び指定候補者選定委員会における検討に限ります。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

23 問い合わせ先

- (1) 担当部課名 小田原市経済部農政課農林業振興係（小田原市役所本庁舎4階）
- (2) 住 所 〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
- (3) 電話・FAX 0465-33-1491（直通）・0465-33-1286（FAX）
- (4) eメール forest@city.odawara.kanagawa.jp

市と指定管理者のリスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民 及び施設利用 者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
行政的理由による事業変更	行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業開始準備費用	指定管理業務の開始準備期間における事業者の準備費用及び研修に要する費用		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

審査基準

NO	審査項目	内 容	配点	審査対象書類
1	申請者に関する項目	(1) 団体等の能力 ○財務状況の健全性 ・財務状況は健全で経営が安定しているか ○施設の運営実績 ・野外レクリエーション施設及び森林の健全な管理運営を実施できる十分な実績はあるか	10	提案書 1 財務関係書類
2	事業運営に関する項目	(1) 運営基本方針 ○野外レクリエーションの特性を踏まえた運営の基本方針（ビジョン、ミッション含む） ・野外レクリエーション施設及び森林の特性に応じた運営の基本方針となっているか	5	提案書 2
		(2) 運営管理 ○組織・体制・マネジメント ・効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置の状況 ○職員の能力育成 ・職員の指導育成及び研修体制は十分か	10	提案書 3
		(3) 利用者への対応 ○接客・苦情処理対応 ・利用者に寄り添った対応か ○利用指導 ・利用者に寄り添った対応か ○顧客満足度の把握と向上対策 ・利用者アンケートの結果や意見・要望に対応し、サービスの向上について具体的な提案がされ、その内容は適切か	10	提案書 4
		(4) 安全対策 ○事故防止、防犯、防災等への対応 ・事故、災害、犯罪等が発生した場合の対応、市の災害対策への協力	10	提案書 5
		(5) コンプライアンス ○法令遵守 ・管理運営にあたって、法令、例規が遵守されるか ○個人情報保護の方針 ・個人情報の保護が適切に保たれるか	5	提案書 6
		(6) 維持管理 ○植物、樹木、施設・設備等の維持管理計画 ・植物の適正な維持管理が保持できるか ・施設や設備等は清潔かつ正常に保持されるか ・特に有料施設は良好な状態を保持されるか ○安全・快適な利用環境保持 ・安全かつ快適な利用環境の提供が行われるか	15	提案書 7

NO	審査項目	内 容	配点	審査対象書類
		(7) サービス向上及び利用促進の取組 ○利用者に対するサービスの向上 ・リピーターが増えるような提案となっているか ○自主事業の提案内容 ・施設の設置目的に合った自主事業の提案となっているか ○広報、PR活動の内容 ・より多くの利用を図るための広報、PR活動の内容か ○地域との連携 ・地域住民等と連携した提案となっているか ○市内の他の観光施設や中心市街地との連携 ・小田原市の観光施設等と連携した提案となっているか	10	提案書 8
		(8) 周辺施設との連携 ○連携事業の提案内容 ・周辺施設が相互に連携し、野外レクリエーション施設一帯のさらなる魅力創出等が図られる提案となっているか ○連携体制 ・周辺施設の管理者と定期的に打合せを行うなど、周辺施設との連携体制について考慮した提案となっているか	10	提案書 9
		(9) 市の施策への協力 ○市内業者への再委託方針 ・業務を一部委託する場合の考え方、業務内容等（委託先の選定方法、市内企業への委託の考え方） ○市総合計画等の推進への配慮 ・市の総合計画に掲げる各種施策の推進に配慮されているか	5	提案書 10
3	管理コスト	(1) 効率的運営 ○利用料金の設定方針 ・利用料金の設定の考え方は適切か ○経費節減の工夫・配慮 ・効率的な縮減方策か ○収支計画の実現性 ・収入及び支出の積算と事業計画の整合が図られ、収支計画の内容は実現可能か	10	提案書 11 様式2
合計			100点	

※評価は5段階で採点する

評価 配点	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5点	5	4	3	2	1
10点	10	8	6	4	2
15点	15	12	9	6	3

※各委員の合計得点が、満点の60%以上であることを選定の要件とする。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

小田原市長 様

申請者 主たる事務所の所在地

団体等の名称

代表者の氏名

㊟

連絡先（電話）

次の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

公の施設の名称：小田原市いこいの森

（添付書類）

- 1 事業計画書（様式 1 号）及び各年度の収支予算書（様式 2 号）
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等）
- 3 当該団体の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（平成 30 年度分）
- 4 当該団体の事業報告書その他業務内容を明らかにする書類（平成 30 年度分）
- 5 納税証明書
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明書
 - イ 法人市民税（法人でない団体にあつては代表者の個人市民税）及び固定資産税について直近 2 年度分の納税証明書
- 6 労働者災害補償保険料納付済証明書
- 7 身分証明書（法人にあつては代表取締役、法人以外の団体にあつては代表者）
- 8 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類
- 9 応募資格がある旨の誓約書（様式第〇号）
- 10 共同事業体で応募をするときは、共同事業体構成員となる全ての法人等の上記（2）から（9）の書類のほか、次の書類を提出すること。なお、複数の法人等が共同事業体を構成して応募する場合は、代表法人等を定めること。
 - ア 共同事業体の構成員を記載した書類
 - イ 共同事業体構成員間の役割分担を記載した書類
 - ウ 共同事業体による指定申請にあつての誓約書（様式第〇号）

事業計画書

施設名	小田原市いこいの森	
団体等の名称		
代表者の氏名		
所在地（郵便番号）	〒	
電話番号		
FAX 番号		
電子メールアドレス		
担当者 所属・氏名		
共同事業体構成員	①	代表団体名
	②	構成団体名
	③	構成団体名

団体	現在管理運営している類似施設	所 在 地	主な業務	管理運営期間	運営形態
				年 月 日 ～ 年 月 日	1. 直営 2. 指定管理 3. その他
				年 月 日 ～ 年 月 日	1. 直営 2. 指定管理 3. その他
				年 月 日 ～ 年 月 日	1. 直営 2. 指定管理 3. その他
				年 月 日 ～ 年 月 日	1. 直営 2. 指定管理 3. その他

団体欄には共同事業体構成員欄の番号を記入してください。

提案書 1

1 申請者に関する項目

(1) 団体等の能力

○財務状況の健全性

※団体の目的（定款上）理念等を含めた団体自身の概要を示してください。

※団体の財務状況を事業収益性、経営安定性、借入余裕度を含め簡潔に記載してください。

※共同事業体の場合は、団体ごとに作成してください。

○施設の運営実績

※野外レクリエーション施設及び森林の健全な管理運営実績がある場合には、具体的な施設名、業務内容を記載してください。

提案書 2

2 事業運営に関する項目

(1) 運営基本方針

○野外レクリエーションの特性を踏まえた運営の基本方針（ビジョン、ミッション含む）

（※指定管理を行う際のビジョン（目指す中期的なイメージ（姿）等）、ミッション（果たすべき役割等）を含めた基本方針を記載してください。

（※ビジョンとミッションを混同しないよう注意してください。）

提案書 3

2 事業運営に関する項目

(2) 運営管理

○組織・体制・マネジメント

※募集要項や仕様書等に示した業務やサービスを実現するために必要な運営組織の考え方と想定される組織図を記載してください。

※通常時、時間外、緊急時の体制を記載してください。

※業務分掌、必要な機能（資格、技能、経験の度合いを含む）、具体的な職員配置数を記載し、その理由も明記してください。

※各職員の常勤・非常勤の考え方も記載してください。

※個人名や固有名詞を記載しないでください。

※スタッフの育成・チームワーク醸成の取組方法を記載してください。

○職員の能力育成

※従事者の指導育成・研修体制を記載し、到達目標も記載してください。

提案書 4

2 事業運営に関する項目

(3) 利用者への対応

○接客・苦情処理対応

【※利用者からの苦情やトラブルの適切な解決方法を記載してください。】

○利用指導

【※適切な指導方法を記載してください。】

○顧客満足度の把握と向上対策

【※利用者の満足度をどのように把握し、どのように業務に反映させるかを記載してください。
※令和2年度分については、事業の具体例、実施頻度、企画の意図及び目標、期待される成果・効果
などを記載してください。】

提案書 5

2 事業運営に関する項目

(4) 安全対策

○事故防止、防犯、防災等への対応

※予測し得る災害への対応方法を記載してください。

※利用者への安全対策をどのように実施していくかを記載してください。

※安全安心な施設づくりのための防犯体制の提案をしてください。

提案書 6

2 事業運営に関する項目

(5) コンプライアンス

○法令遵守

〔※応募団体が考える取組方針を記載してください。〕

○個人情報保護の方針

〔※応募団体が考える取組方針を記載してください。〕

提案書 7

2 事業運営に関する項目

(6) 維持管理

○植物、樹木、施設・設備等の維持管理計画

※景観を保持するための植物及び樹木の維持管理について提案してください。

※施設及び周辺の特徴に即した、環境、衛生、性能等を維持するための清掃方法について提案してください。

※施設、設備、備品等の維持管理方法、修繕の取組や頻度を記載してください。

○安全・快適な利用環境保持

※施設の特徴を踏まえ、施設の安全性・快適性の確保及び長寿命化の観点から、施設保全・管理の方針を記載してください。

※安全性や快適性を確保するための、巡視や点検等の方法を提案してください。

※維持管理作業の安全対策について事例を出して記載してください。

提案書 8

2 事業運営に関する項目

(7) サービス向上及び利用促進の取組

○利用者に対するサービスの向上

- ※自然を体験する場や癒し・安らぎの場としての利用を、具体的に提案してください。
- ※リピーターが増えるような提案をしてください。

○自主事業の提案内容

- ※自主事業について、具体的に提案してください。(なお、料金を徴収する場合、その料金設定に対する考え方も記載してください。)
- ※事業の実施体制など具体的な内容を記載してください。また、自主事業の一部を委託する場合、具体的な委託業務内容とともに、指定管理者としての点検方法、指導監督等についても記載してください。

○広報、PR活動の内容

- ※実施する概要(方針)を記載してください。
- ※令和2年度分については、事業の具体例、実施頻度、企画の意図及び目標、期待される成果・効果などを記載してください。
- ※取組を実施する上で関係団体、企業等と協力体制がある場合は示してください。
- ※特に市外からの来園者を誘致する方策があれば記載してください。

○地域との連携

- ※地域住民との連携について、協働で実施することなどを記載してください。
- ※ボランティアの活用について、提案してください。

○市内の他の観光施設や中心市街地との連携

- ※市内の他の観光施設との連携や中心市街地との回遊性の向上等、小田原市の観光まちづくりと連携し、相乗的、総合的な利用促進が期待できる提案をしてください。

提案書 9

2 事業運営に関する項目

(8) 周辺施設との連携

○連携事業の提案内容

- ※周辺施設が相互に連携して実施する事業を具体的に提案し、その効果も記載してください。
- ※野外レクリエーション施設一帯の魅力創出等が図られる提案をしてください。

○連携体制

- ※周辺施設との連携体制について記載してください。

提案書 10

2 事業運営に関する項目

(9) 市の施策への協力

○市内業者への再委託方針

〔※応募団体が考える取組方針を記載してください。〕

○市総合計画の推進への配慮

〔※市の施策「観光まちづくりの推進」「廃棄物の減量化・資源化の推進」への貢献等、その他応募団体が考える取り組み方針を記載してください。〕

提案書 1 1

3. 管理コスト

(1) 効率的運営

○利用料金の設定方針

〔※利用料金の考え方について記載してください。〕

○経費節減の工夫・配慮

〔※経費削減に向けた方策について記載してください。〕

○収支計画の実現性

〔※事業計画と整合がとれた収支計画を記載してください〕

収 支 予 算 書
(令和 年度)

		金額 (単位: 千円)	内 訳	備 考
項 目	委託料 (指定管理)			
	利用料金			
	その他			
収入合計 (①)				
項 目	人件費			
	事務費			
	事業費			
	管理費			
	その他			
支出合計 (②)				
収支 (①－②)				

※ 1年間(12ヶ月)の収支を記入してください。

※ 年度によって収支計画が異なる場合は、年度ごとに作成してください。

※ 区分欄、内訳欄は適宜追加してください。

※ 自主事業の収支計画書は、別途作成してください。

様式第 4 号

応募資格がある旨の誓約書

小田原市いこいの森に係る指定管理者指定申請を行うにあたり、募集要項の応募資格に定められている要件を満たしていることを誓約します。

令和 年 月 日

団体等の名称及び所在地

代表者の氏名



共同事業体による指定申請にあたっての誓約書

小田原市いこいの森の指定管理者の募集に対し、共同事業体で指定申請するにあたり、共同事業体の各構成員は、次のことを誓約します。

- 1 各構成員は、小田原市いこいの森の指定管理業務の履行について、連帯して責任を負うことを誓約します。
- 2 各構成員は、小田原市及び他のすべての構成員の承認がなければ、管理運営業務の履行を完了する日までは共同事業体を脱退しないことを誓約します。
- 3 構成員のうち管理運営業務の履行を完了する日前において、小田原市及び他のすべての構成員の承認を得て脱退をする者が生じた場合は、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行することを誓約します。
- 4 構成員のうちいずれかが管理運営業務の履行を完了する前に解散した場合は、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行することを誓約します。

令和 年 月 日

共同事業体名

(共同事業体代表者)

所在地

名 称

代表者

㊞

(共同事業体構成員)

所在地

名 称

代表者

㊞

(共同事業体構成員)

所在地

名 称

代表者

㊞

質 問 票

団体等の名称
所在地
担当者所属氏名
電話番号・FAX

質 問 項 目	質 問 内 容
(募集要項等の該当頁及び項目を記入してください。)	

現地説明会参加申込書

小田原市いこいの森の指定管理者の現地説明会への参加を次のとおり申し込みます。

1. 団体名等

団体等の名称	
所在地	
代表者氏名	
共同事業体の場合の 団体構成	
連絡先	電話番号
	FAX 番号
	電子メールアドレス
	担当者 所属・氏名

2. 説明会参加者（1 団体 3 名まで、共同事業体であっても 1 団体とします。）

	所 属	氏 名
1		
2		
3		